

## 第 11 回 由仁町農業委員会総会議事録

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 開催日時        | 令和 4 年 11 月 25 日 午後 4 時から                              |
| 2 開催場所        | 由仁町役場 3 階大会議室  |
| 3 議事日程        |  |
| 日程第 1         | 議事録署名委員の指名   |
| 日程第 2         | 会期の決定  |
| 日程第 3 議案第 1 号 | 土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について<br>(3 件)                          |
| 日程第 4 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について<br>(所有権移転 3 件)             |
| 日程第 5 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について<br>(5 件)  |
| 日程第 6 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について<br>(27 件) |
| 日程第 7 議案第 5 号 | 土地の現況証明願について (1 件)                                     |

4 出 席 1番 本間俊明 2番 高嶋雅彦 3番 中道雅彦  
委 員 4番 川端 敦 5番 杉本道哉 6番 上野祐司  
  
7番 鶴見幸生 8番 森長正徳 10番 松田一博  
  
11番 北川正則 12番 西田勝敏 13番 田中昭一  
  
14番 川崎浩樹 15番 佐藤弘之  
  
5 事務局 局長 青木祐次 主査 高山亮一  
説明員

- 局長 皆さま、ご起立願います。  
一同、礼。よろしくお願ひします。  
ご着席ください。
- 局長 ただいまから令和4年第11回総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきま  
す。
- 会長 挨拶
- 局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の  
議長となり、議事を進行していただきます。  
よろしくお願ひします。
- 議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第11回  
総会の出席者は14名です。
- 議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規  
定により、第11回総会は成立いたしました。  
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。
- 議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定  
により私から指名いたします。  
4番 川端委員、5番 杉本委員を指名いたしますが、ご  
異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。  
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。  
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、  
ご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 意義ないものと認めます。  
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』  
土地の賃貸借・使用貸借について、合意解約の通知があつたので、審議決定を求めるものであります。  
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願ひします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開きください。

1番は賃貸借の解約通知で、貸主は夕張市南清水沢の[REDACTED]氏、借主は山桙自治区の[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、山桙81-2から90-3までの2筆の田と1筆の畠で、合計面積は5,961m<sup>2</sup>で、借主である[REDACTED]氏が離農することから賃貸借を解約するものであります。なお、[REDACTED]氏の離農に伴う農地売買については、先日、あっせん会を開催しており、この後の議案でご審議いただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

11月14日に賃貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の11月14日、土地の引渡しは11月30日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

続きまして、議案の3ページをお開きください。

2番は使用貸借の解約通知で、貸主は岩内自治区の[REDACTED]氏、借主は同じく岩内自治区で息子の[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、岩内 2344 から 2466 までの4筆の田と1筆の畠で、合計面積は 56,617 m<sup>2</sup>で、貸主・借主とともに、離農により農地を売買することに伴い、使用貸借を解約するものであります。なお、[REDACTED]氏の離農に伴う売買についても、先日、あっせん会を開催しております、この後の議案でご審議いただきます。

議案資料の2ページをお開きください。

6月20日に使用貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の6月20日、土地の引渡しは11月30日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

3番ですが、貸主は中三川自治区の[REDACTED]氏、借主は同じく中三川自治区で息子の[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、中三川 852 の1筆の畠で、面積は 5,827 m<sup>2</sup>で、当該農地について、経営地の集約化のため交換的に売買を行うことから、現在設定している使用貸借を解約するものであります。なお、この売買につきましても、この後の議案でご審議いただきます。

議案資料の3ページをお開きください。

11月17日に使用貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の11月17日、土地の引渡しは11月30日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めるにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転3件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積（2ha）以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていないなければなりませんが、全ての要件を満たしているものと判断されます。

それでは議案の5ページをお開きください。

1番と2番につきましては、関連がありますので合わせて説明させていただきます。

1番と2番の申請理由ですが、それぞれが所有する農地に一部相手方の農地が隣接しており、これらを交換的に売買することで農地が集約化され効率的に耕作できることから、今回申請があつたものです。

まず1番ですが、土地の所在は中三川852の1筆の畠で、面積は5,827m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は千歳市東丘の [REDACTED] 氏です。

農地の売買価格については [REDACTED] 円で、10 aあたり [REDACTED] 千円でございます。

次に2番ですが、土地の所在は中三川 860-1 から 860-3 の3筆の畠で、合計面積は 4,103 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、千歳市東丘の [REDACTED] 氏、譲受人は中三川自治区の [REDACTED] 氏です。

農地の売買価格については、[REDACTED] 円で、10 aあたり [REDACTED] 千円でございます。

なお、1番・2番の譲渡人である [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏が所有する農地については、現在、法人又は息子が経営していることから、今回、経営主がそれぞれ買い受けるものとなっております。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料4ページをお開きください。

申請地は、町道岡本2号線の南側にある中三川地区の農地で、1番については許可申請地①、2番については許可申請地②と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の1番と2番の説明を終わります。

議長 議案第2号の1番と2番の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号の1番と2番については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の1番と2番については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 引き続き議案第2号の3番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは議案第2号の3番の議事を進めます。  
事務局から内容の説明を求めます。

主査 3番ですが、土地の所在は新光377の1筆の畠で、面積は1,763m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は同じく下古山自治区の [REDACTED] 氏です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し離農するもので、譲受人は、申請地を買い受け、経営の拡大を図るものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10aあたり [REDACTED]千円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料5ページをお開きください。

申請地は、町道南北線の東側に隣接する下古山地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の3番の説明を終わります

議長 議案第2号の3番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号の3番については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の3番については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

( [ ] 委員着席)

議長 議案第2号の3番については、当農業委員会として許可することに決定いたしましたので、[ ] 委員に報告します。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第3号について説明いたします。本件は5件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めいくことになります。それでは議案7ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山辺90-6から1187までの8筆の田で、合計面積は64,367m<sup>2</sup>です。

あっせん申出者は、山辺自治区の[ ] 氏です。

本件は令和4年11月14日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山辺90-6、93-3、94-1、95-1、96、102-1の6筆が同じ山辺自治区の[ ] 氏、山辺1186、1187の2筆が古川自治区の[ ] 氏を予定しております。

議案資料 6 ページをご覧ください。

最初に [REDACTED] 氏が事業参加者となる農地ですが、[REDACTED] 氏の住宅の東側にある 6 筆の田で、あっせん申出地①から⑥までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり [REDACTED] 千円で、合計 [REDACTED] 円を予定しています。

続いて、[REDACTED] 氏が事業参加者となる農地ですが、[REDACTED] 氏の住宅の西側にある 2 筆の田で、あっせん申出地⑦、⑧の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり [REDACTED] 千円で、合計 [REDACTED] 円を予定しています。

議案 7 ページをご覧ください。

2 番ですが、土地の所在は岩内 2470 から 2522 までの 13 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 135,996 m<sup>2</sup>です。

あっせん申出者は、岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

本件も令和 4 年 11 月 14 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料 7 ページをご覧ください。

農地は、[REDACTED] 氏の住宅の北側にある 13 筆の田、1 筆の畑で、あっせん申出地①から⑯までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、田が 10aあたり [REDACTED] 千円、畑が 10aあたり [REDACTED] 千円で、合計 [REDACTED] 円を予定しています。

議案 7 ページをご覧ください。

3 番と 4 番について合わせて説明いたします。

土地の所在ですが、3 番は、岩内 2345 から 2466 までの 4 筆の田で、合計面積は 54,444 m<sup>2</sup>です。4 番は、岩内 2467 の 1 筆の田で、面積 19,893 m<sup>2</sup>です。

あっせん申出者ですが、3 番は岩内自治区の [REDACTED] 氏、4 番は [REDACTED] 氏の息子の [REDACTED] 氏です。

本件も令和 4 年 11 月 14 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、3 番、4 番いずれも、同じ岩内自治区の [REDACTED] を予定しております。

議案資料 8 ページをご覧ください。

農地は、[REDACTED] 氏の住宅の南側、東側にある田で、白線で囲まれたあっせん申出地①から④までが [REDACTED] 氏の農地、あっせん申出地⑤が [REDACTED] 氏の農地です。

公社買取価格は、3番については、岩内 2345、2466 が 10aあたり [REDACTED] 千円、岩内 2346 が 10aあたり [REDACTED] 千円、岩内 2459 が 10aあたり [REDACTED] 千円で、合計 [REDACTED] 円を予定しています。4番については、10aあたり [REDACTED] 千円で、[REDACTED] 円を予定しています。

議案8ページをご覧ください。

5番ですが、土地の所在は熊本 418-1 から 581-1 までの 6 筆の田と 1 筆の畠で、合計面積は 76,579 m<sup>2</sup>です。

あっせん申出者は、熊本自治区の [REDACTED] 氏です。

本件も令和4年11月14日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ熊本自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料9ページをご覧ください。

農地は、町道南北線沿いの [REDACTED] 氏の住宅周辺で、あっせん申出地①から⑦までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、熊本 418-1 の田と 455 の畠が 10aあたり [REDACTED] 千円、熊本 551-1 から 581-1 までの田が 10aあたり [REDACTED] 千円で、合計 [REDACTED] 円を予定しています。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第3号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

各委員 (議案朗読)  
議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

#### (内容説明)

議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借27件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の12月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案10ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山形248の1筆の田で、面積は426m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和14年11月30日までの10年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、栗山町字富士の[ ] 氏、借主は、同じく栗山町字富士の[ ] 氏で、更新の案件です。

2番ですが、土地の所在は古川498から591-1までの3筆の田

で、合計面積は 26,368 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、古川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく古川自治区の [ ] で、更新の案件です。

3 番ですが、土地の所在は古川 692-1 から 699 までの 5 筆の畠で、合計面積は 32,917.48 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、古川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく古川自治区の [ ] で、更新の案件です。

4 番ですが、土地の所在は東栄 314-1、323-1 の 2 筆の田で、合計面積は 8,933 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、古川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく古川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

5 番ですが、土地の所在は伏見 215-1、216-1 の 2 筆の畠で、合計面積は 26,758 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、由仁 2 区の [ ] 氏、借主は、東三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

6 番ですが、土地の所在は新光 181-1 から 301-1 までの 9 筆の田と 2 筆の畠で、合計面積は 82,162.80 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田・畠ともに 10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、古川自治区の [ ] 氏、借主は、古山自治区の [ ] で、更新の案件です。

7 番ですが、土地の所在は山桜 81-2、89-1 の 2 筆の田で、合計面積は 1,489 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、夕張市南清水沢の[REDACTED]氏、借主は、山桜自治区の[REDACTED]氏で、新規の案件です。

8番ですが、土地の所在は岩内 1865、1866 の2筆の田で、合計面積は 56,637 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

貸主は、岩内自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく岩内自治区の[REDACTED]氏で、更新の案件です。

9番ですが、土地の所在は岩内 1867-1 から 1869 までの4筆の田で、面積は 48,227 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

貸主は、岩内自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく岩内自治区の[REDACTED]氏で、更新の案件です。

議案11ページをご覧ください。

10番ですが、土地の所在は古山 632-1 から 632-2 までの1筆の田と2筆の畠で、合計面積は 42,304 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田・畠ともに10aあたり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

貸主は、古山自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく古山自治区の[REDACTED]で、更新の案件です。

11番ですが、土地の所在は古山 828-1 から 893-2 までの7筆の田と1筆の畠で、合計面積は 80,721 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの2年間で、賃貸借料は、田が 10aあたり[REDACTED]円、畠が 10aあたり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

貸主は、古山自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく古山自治区の[REDACTED]で、更新の案件です。

12番ですが、土地の所在は熊本 722 から三川緑町 8-1 までの3筆の田で、合計面積は 29,950 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

貸主は、本三川自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく本三川自

治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は西三川 654-1 から 663 までの 1 筆の田と 3 筆の畠で、合計面積は 25, 246 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田・畠とともに 10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市北区の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

14 番ですが、土地の所在は西三川 667-1 の 1 筆の畠で、面積は 41, 161 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく西三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は西三川 755-1 の畠で、面積は 22, 647. 74 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市中央区の [REDACTED] 、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

16 番ですが、土地の所在は西三川 842-1、859-1 の 2 筆の畠で、合計面積は 32, 109 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市西区の [REDACTED] 、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

17 番ですが、土地の所在は西三川 854-1 から 857-1 までの 4 筆の畠で、合計面積は 101, 176. 27 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、江別市大麻の [REDACTED] 氏、借主は、千歳市新川の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

18 番ですが、土地の所在は本三川 556 の 1 筆の畠で、面積は

25,728 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、本三川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [ ] で、更新の案件です。

議案12ページをご覧ください。

19番ですが、土地の所在は本三川368-7、369の1筆の田と1筆の畠で、合計面積は9,878 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10aあたり [ ] 円、畠が10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、本三川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

20番ですが、土地の所在は中三川330-1の田で、面積は3,000 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、中三川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく中三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

21番ですが、土地の所在は東三川1260-1から1260-5までの4筆の田で、面積は5,849 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、三川泉町の [ ] 氏、借主は、東三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

22番ですが、土地の所在は東三川1288、1289の2筆の田で、合計面積は7,500 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、東三川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

23番ですが、土地の所在は東三川1291から川端1800までの7筆の田と2筆の畠で、合計面積は86,348 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10aあたり [ ] 円、畠が10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、川端自治区の [ ] 氏、借主は、東三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

24番ですが、土地の所在は三川緑町9-1の1筆の田で、面積は11,804m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、本三川自治区の [ ] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

25番ですが、土地の所在は三川緑町60-1の1筆の田で、面積は9,313m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり [ ] 円で年間 [ ] 円です。

貸主は、三川緑町の [ ] 氏、借主は、本三川自治区の [ ] 氏で、更新の案件です。

以上で議案第4号の1番から25番までの説明を終わります。

議長 議案第4号の1番から25番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の1番から25番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の1番から25番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 引き続き議案第4号の26番と27番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは議案第4号の26番と27番の議事を進めます。事務局から内容の説明を求めます。

主査 26番ですが、土地の所在は古川109-1から134-1までの4筆の田と2筆の畠で、合計面積は52,976.54m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、田が10aあたり [REDACTED] 円、畠が10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

27番ですが、土地の所在は山林17-1、18-1の2筆の田で、合計面積は39,137m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古川自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

以上で議案第4号の26番と27番の説明を終わります。

議長 議案第4号の26番と27番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の26番と27番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第4号の26番と27番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

(■委員着席)

議長 議案第4号の26番と27番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、■委員に報告します。

議長 次に、日程第7、議案第5号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『土地の現況証明願について』  
土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。  
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。  
本件は1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。  
申請地については、本日、会長他6名の役員で確認をしております。  
議案の14ページをお開きください。

1番ですが、現況証明の申請者は、東三川自治区の■氏です。

申請地は東三川1385-2と1385-3で、いずれの公簿地目も畠となっておりますが、現況は農業倉庫敷地及び庭として使用されております。

図面により、申請地の所在を説明しますので、議案の15ページをお開きください。

申請地は、東三川地区の国道274号線沿いにある■氏の住宅周辺の白線で囲まれた2筆で、現状すでに農業用倉庫が建っているほか、植木等があり、現状宅地となっています。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第5号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第5号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。  
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 / 7時00分)

議事録署名委員

4番 川立行 敬  
5番 杉本道哉